

# 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（5万円/1世帯）のご案内

## 受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金は、住民税均等割非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

### 給付金の支給額

1世帯あたり**5万円**

### 給付金の支給時期

役場が確認書(または申請書)を受理した日から2週間後が目安です。

### 支給対象と申請の有無

#### 支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和4年度  
**「住民税均等割が非課税」**  
の世帯

令和4年1月以降の収入が  
減少し **「住民税非課税相当」**  
の収入となった世帯(家計急変世帯)

#### 役場町民課から確認書が届きます (要返送)

※必要事項を記入して添付書類を同封の上、役場町民課へ返送してください  
令和4年9月30日時点で住民登録のある方に確認書が送付されます。

#### 申請が必要です

申請期間：令和5年1月31日まで  
申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。

【申請書受領先】 福島町役場、吉岡支所など

#### (申請される方へのお願い)

マイナポイントや諸手続きにより役場窓口が混雑し待ち時間が発生する場合があります。その際はご了承ください。

お問い合わせ先

町民課町民係

☎ 47-4681